

平成21年3月6日

各市町村介護保険所管課 御中

神奈川県保健福祉部高齢福祉課

### 訪問介護における「散歩」の取扱いについて

日頃より適正な介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険における訪問介護サービスは、原則として居宅において提供されるものであり、通院や日常生活に最低限必要な買い物等、居宅において自立した生活を営む上で日常的に必要なサービスに限り例外的に居宅外の行為として認めていることから、これまで本県では「散歩」を目的とした外出は、老計10の内容に当てはまらず、介護保険による訪問介護サービスには該当しないとの立場に立った指導を行ってきたところですが、昨年の国会（第170回 参議院）の内閣総理大臣答弁書（第91号）において「訪問介護員による散歩の同行については、適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。」との見解が示されました。

については、訪問介護における「散歩」は、上記要件を満たした場合に認められることとなりますので、今後、各市町村におかれましても一律に介護報酬の算定を不可とする取扱いをされないようお願いします。

ただし、「リハビリテーションや機能訓練を目的とした散歩」は、訪問介護の範囲を超えるものであり、「単に趣味趣向により行う散歩」も、公的なサービスとして提供される内容としては不適切であることから、サービス担当者会議において、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）訪問看護、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、ご家族、ボランティア等の活用を十分検討した上で、なお、（介護予防）訪問介護による散歩の必要性が認められる場合に限り、自立生活支援のための見守りの援助として算定可能と考えます。

なお、本取扱いの適用時期については、保険者により運用の変更が必要な場合には、各保険者の判断により適宜対応されるようお願いします。

（神奈川県指定する指定（介護予防）訪問介護事業者全体への周知については、「平成21年度 介護保険指定事業者等講習会」（6月）を予定しています。）

問い合わせ先  
介護保険指導班 小手  
電話045-210-1111 内線4842

